

寄附金税額控除の計算方法

次のような所得及び控除を有するMさんが、地方公共団体に対する寄附（ふるさと納税）を50,000円行った場合を例として、寄附金税額控除の計算方法を説明します。

・ 給与収入金額	5,000,000円
・ 社会保険料控除額	250,000円
・ 生命保険料控除額	65,000円
・ 扶養控除額（その他扶養1名）	330,000円
・ 基礎控除額	430,000円

1 調整控除後所得割額(端数処理前)の計算

Mさんは給与所得しか有しないので、総所得金額は3,560,000円となります。

(給与所得控除額は $5,000,000 \times 20\% + 440,000 = 1,440,000$)

また、所得控除額は

$$\begin{array}{rcccccc} 250,000 & + & 65,000 & + & 330,000 & + & 430,000 & = & 1,075,000 \\ \text{(社会保険料控除)} & & \text{(生命保険料控除)} & & \text{(扶養控除)} & & \text{(基礎控除)} & & \text{(所得控除合計)} \end{array}$$

なので、課税総所得金額は

$$\begin{array}{rccc} 3,560,000 & - & 1,075,000 & = & 2,485,000 \\ \text{(総所得金額)} & & \text{(所得控除合計)} & & \text{(課税総所得金額)} \end{array}$$

よって、税額控除前の所得割額は

$$\begin{array}{rccc} \text{市民税} & 2,485,000 & \times 6\% & = & 149,100 \\ \text{県民税} & 2,485,000 & \times 4\% & = & 99,400 \end{array}$$

また、人的控除の所得税控除額と住民税(市・県民税)控除額との差額は

- ・ 扶養控除(その他) (所得税控除額) 38万円 - (住民税控除額) 33万円 = (差額) 5万円
- ・ 基礎控除 (所得税控除額) 48万円 - (住民税控除額) 43万円 = (差額) 5万円

であるので、Mさんの課税総所得金額は200万円を超えることから調整控除額は

$$\begin{array}{rccc} \text{市民税} & 50,000 & \times 3\% & = & 1,500 \\ \text{県民税} & 50,000 & \times 2\% & = & 1,000 \end{array}$$

したがって、調整控除後所得割額(端数処理前)は

$$\begin{array}{rccc} \text{市民税} & 149,100 & - & 1,500 & = & 147,600 & \text{①} \\ \text{県民税} & 99,400 & - & 1,000 & = & 98,400 & \text{②} \end{array}$$

2 基本控除額の計算

寄附金税額控除の対象となる寄附金の額は、総所得金額等の30%が上限となりますので、Mさんの場合は

$$\begin{array}{rccc} 3,560,000 & \times 30\% & = & 1,068,000 \\ \text{(総所得金額)} & & & \end{array}$$

が上限となります。今回の事例は寄附金額が50,000円なので上限額を下回っています。よって、今後の計算では寄附金の合計額50,000円として計算を行います。

(寄附金額が総所得金額等の30%を超える場合は、総所得金額等の30%の金額を寄附金の合計額として計算を行います。)

市民税控除相当額 (寄附金の合計額－2,000円) × 6%
県民税控除相当額 (寄附金の合計額－2,000円) × 4%

Mさんの寄附金額を当てはめると

市民税 (50,000－2,000) × 6% 2,880 ③
県民税 (50,000－2,000) × 4% 1,920 ④

よって、寄附金税額控除のうち基本控除部分は、市民税分が2,880円、県民税分が1,920円、合わせて4,800円となります。

3 特例控除額の計算(都道府県・区市町村への寄附<ふるさと納税>にのみ適用)

寄附金税額控除のうち特例控除額は

(都道府県・区市町村への寄附金の合計額－2,000円) × {90%－(下表の割合 × 1.021)}

課税総所得金額－人的控除差額	割合
0円以上195万円以下	5%
195万円超330万円以下	10%
330万円超695万円以下	20%
695万円超900万円以下	23%
900万円超1,800万円以下	33%
1,800万円超4,000万円以下	40%
4,000万円超	45%

市民税控除相当額＝控除額 × 3/5
県民税控除相当額＝控除額 × 2/5

上記の「割合」を求めるため、Mさんの課税総所得金額から人的控除差額を引いた値を計算します。

2,485,000 － 100,000 ＝ 2,385,000
(課税総所得金額) (人的控除差額)

よって、「割合」は10%になりますので、Mさんの寄附金額を当てはめて計算すると

(50,000－2,000) × {90%－(10% × 1.021)} = 48,000 × 79.79% = 38,299.2

市民税 38,299.2 × 3/5 = 22,979.52 ⑤
県民税 38,299.2 × 2/5 = 15,319.68 ⑥

ただし、特例控除額は調整控除後所得割額(端数処理前)の20%が限度なので、限度額は

市民税 147,600 ① × 20% = 29,520 ⑦
県民税 98,400 ② × 20% = 19,680 ⑧

したがって、⑤、⑥ともに限度額を超えていないので、寄附金税額控除のうち特例控除額は⑤、⑥となります。

4 寄附金税額控除額の算出

基本控除額(③、④)と特例控除額(⑤、⑥)(ふるさと納税にのみ適用)を合算した金額が寄附金税額控除額となります。

市民税 2,880 ③ + 22,979.52 ⑤ = 25,859.52
県民税 1,920 ④ + 15,319.68 ⑥ = 17,239.68

1円未満の端数切り上げより、寄附金税額控除額は
市民税分 25,860円、県民税 17,240円、合わせて 43,100円 となります。

5 申告特例控除額の計算(ふるさと納税ワンストップ特例適用の場合)

ふるさと納税ワンストップ特例が適用される場合は、「基本控除額」「特例控除額」に加えて「申告特例控除額」が上乗せされます。

申告特例控除額は、上記3で計算した特例控除額(端数処理前)に下表の割合をかけて計算します。

課税総所得金額－人的控除差額	割合
0円以上195万円以下	84.895分の5.105
195万円超330万円以下	79.79分の10.21
330万円超695万円以下	69.58分の20.42
695万円超900万円以下	66.517分の23.483
900万円超	56.307分の33.693

市民税 22,979.52 (⑤) × 10.21 / 79.79 = 2,940.48

15,319.68 (⑥) × 10.21 / 79.79 = 1,960.32

1円未満の端数切り上げより、申告特例控除額は

市民税分 2,941円、県民税 1,961円、合わせて 4,902円 となります。

	基本控除		特例控除		申告特例控除		合計
	市民税分	県民税分	市民税分	県民税分	市民税分	県民税分	
ワンストップ特例適用なし	2,880	1,920	22,980	15,320	/	/	43,100
ワンストップ特例適用あり					2,941	1,961	